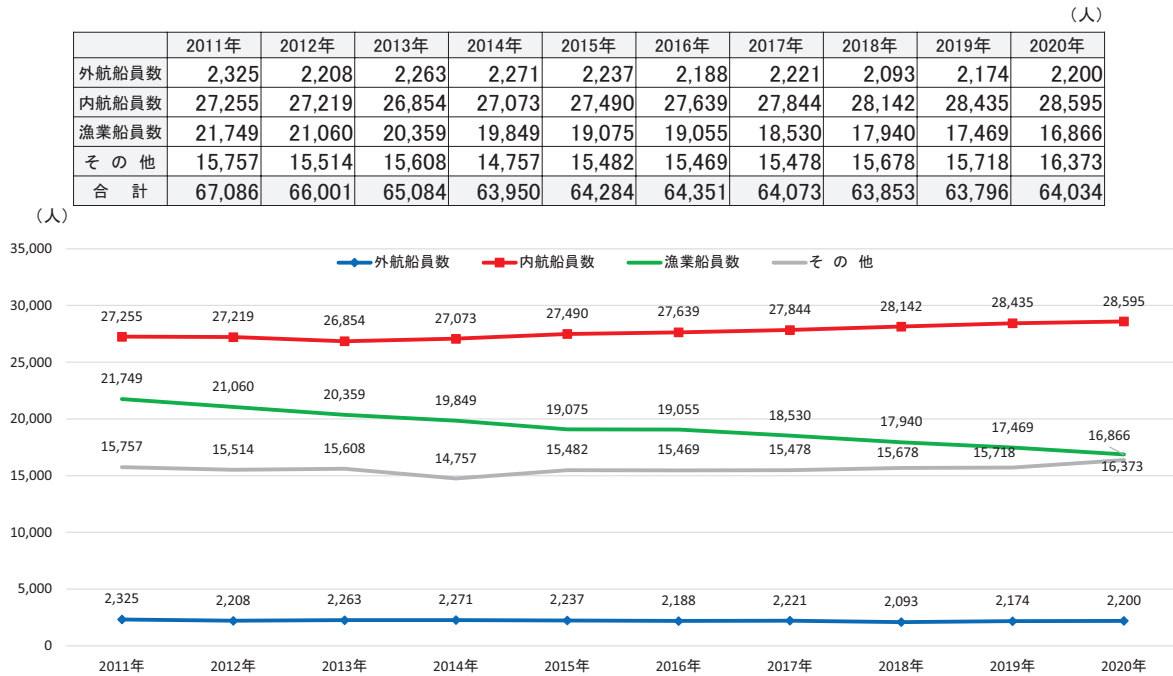


第3章 船員分野

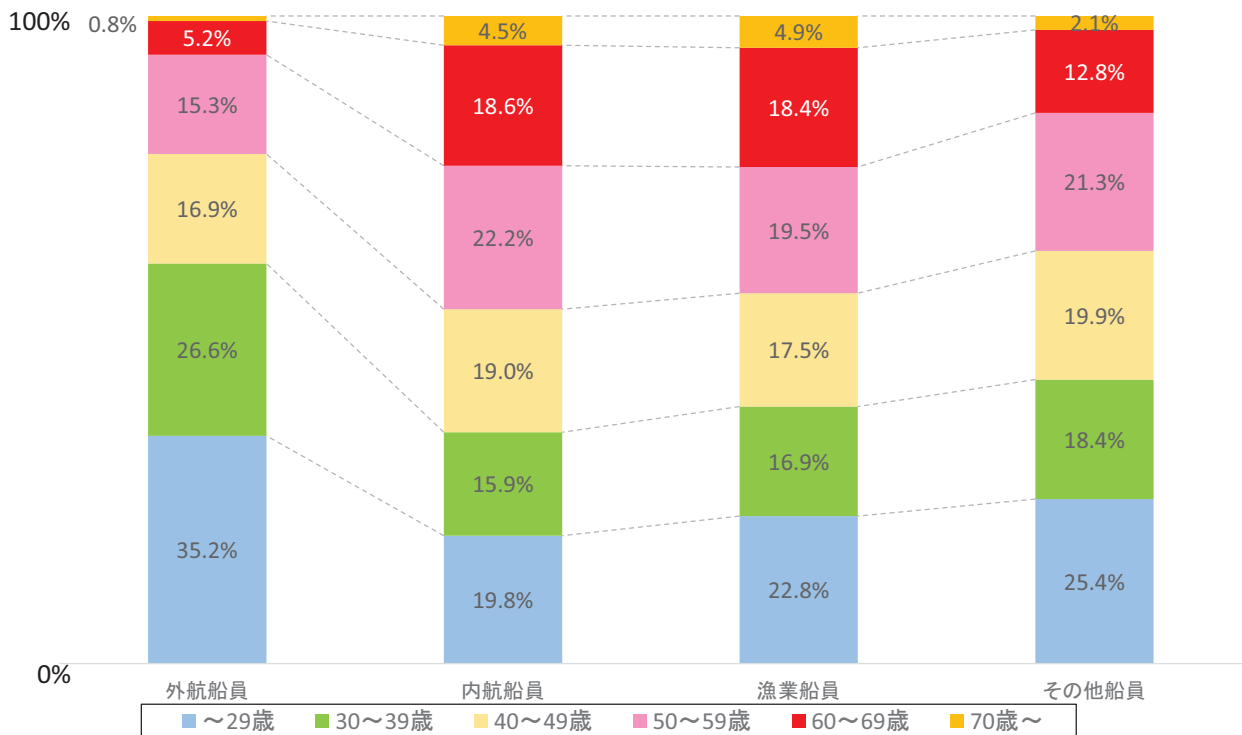
1. 船員数等の動向

【図表3-1】我が国の船員数の推移



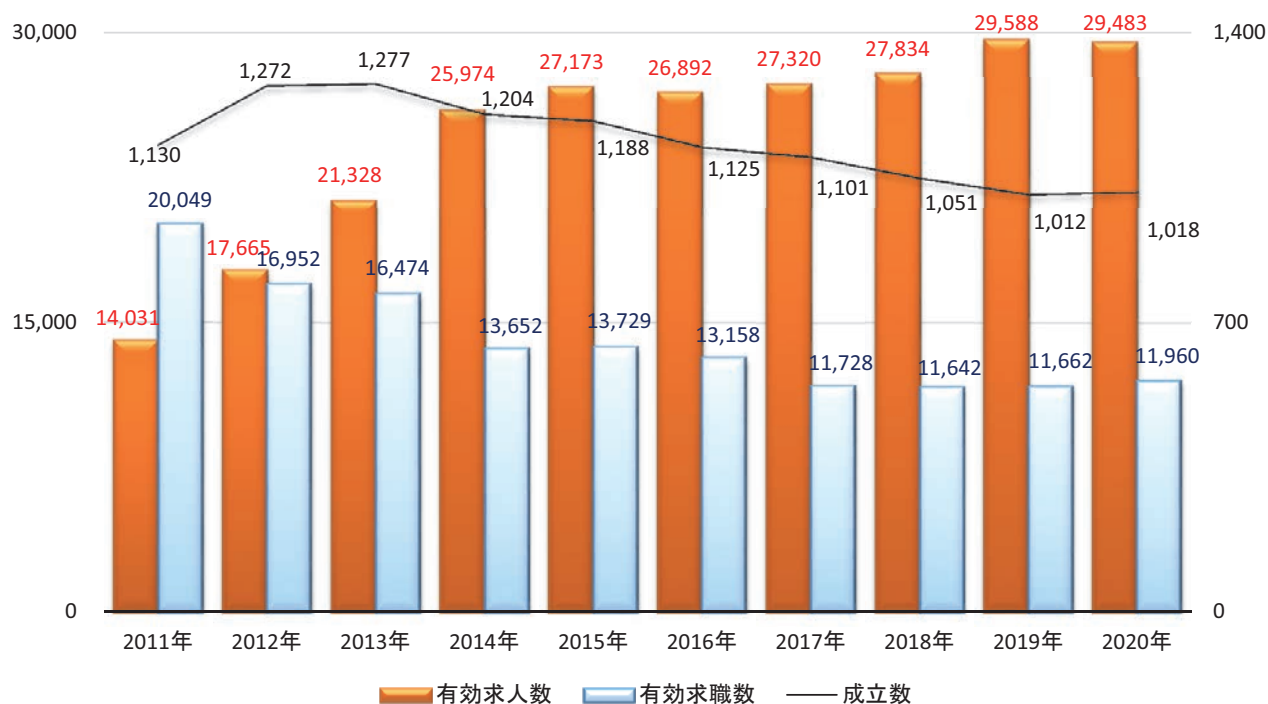
- 海事局調べによる。各年10月1日現在
- 船員数は、乗組員数と予備船員数を合計したものであり、我が国の船舶所有者に雇用されている船員(外国人を除く。)である。
- その他は、官公署船や港内作業船等他の分野に属さない船員数である。

【図表3-2】我が国船員数の分野別年齢構成



- 海事局調べによる。R2.10.1現在
- 我が国に所在する船舶所有者に雇用されている船員(外国人を含む。)の年齢階層別割合である。
- その他は、官公署船や港内作業船等他の分野に属さない船員数である。

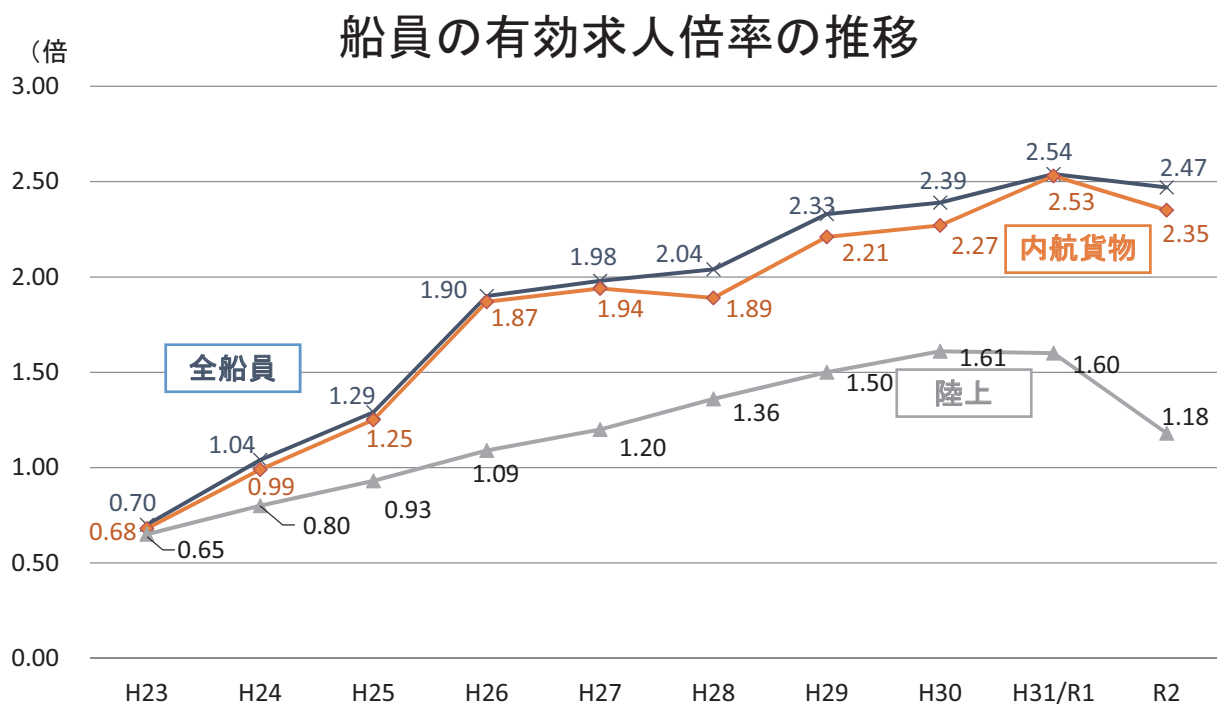
【図表3-3】 船員職業紹介状況の推移



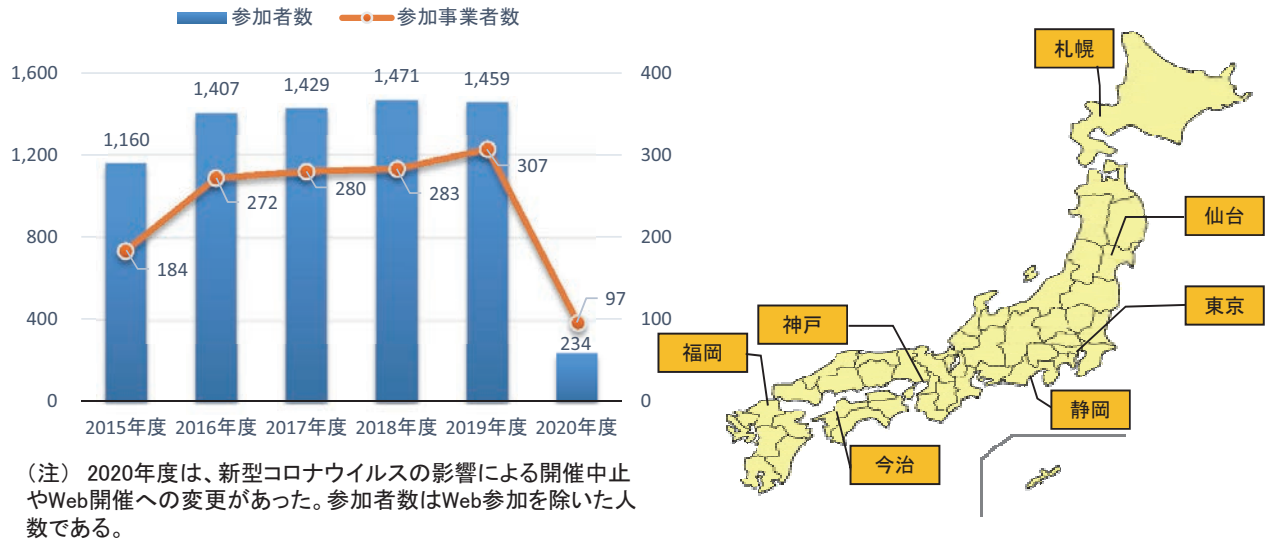
第3章

船員分野

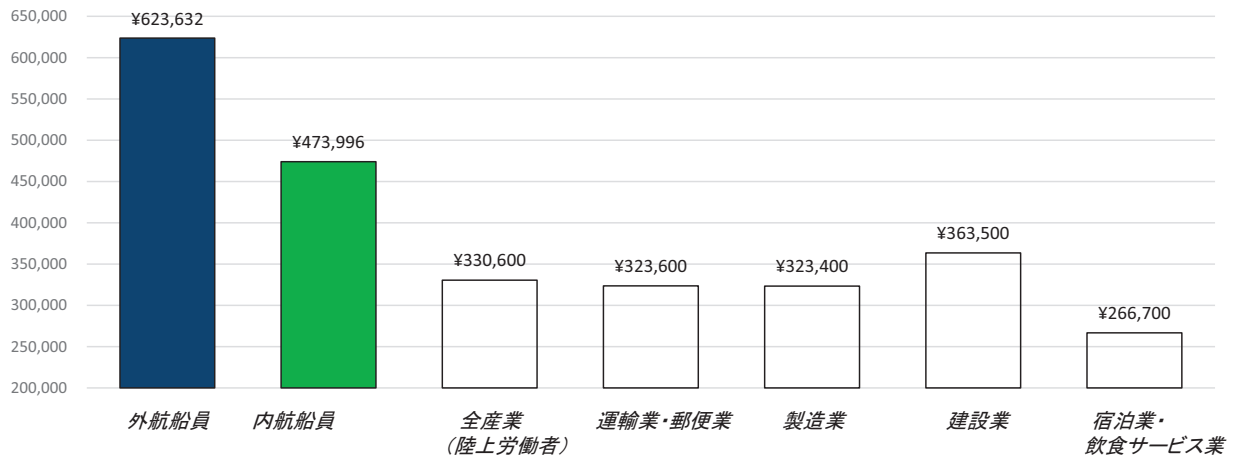
【図表3-4】 船員の有効求人倍率の推移



【図表3-5】海技者セミナーの参加者数、事業者数、開催地



【図表3-6】船員と陸上労働者の給与（月額）比較



(注) 1 外航船員及び内航船員の賃金額は、船員労働統計(定期払いを要する報酬(基本給や家族手当等)、時間外勤務(超過勤務や夜間割増))及び航海日当の数値である。

2 陸上労働者の賃金額は、賃金基本構造統計(きまって支給する現金給与額の企業規模計(10人以上)の数値である。

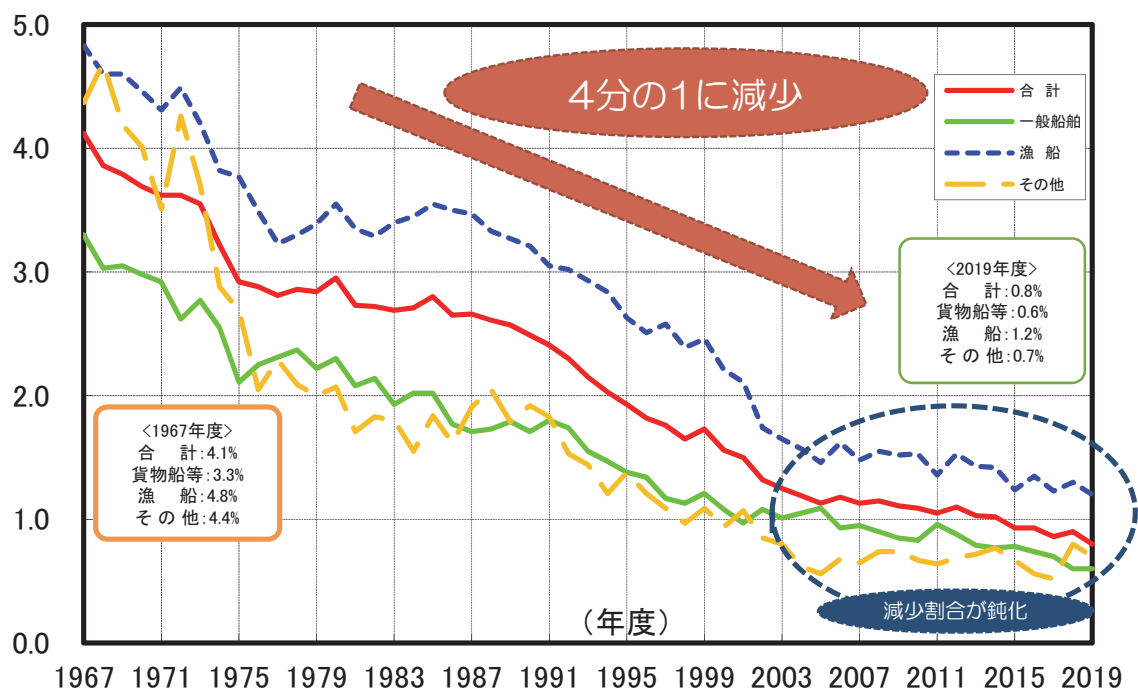
3 船員は、外航船舶及び内航船舶に乗り組む全ての「船長、職員、部員」の計の数値を用いている。

4 陸上労働者は、常用労働者のうち短時間労働者を除いた一般労働者の集計結果を用いている。

資料) 国土交通省「船員労働統計」、厚生労働省「賃金基本構造統計」の令和2年6月分のきまって支給する現金給与額により国土交通省総合政策局作成

2. 船員災害の発生状況

【図表3-7】 船員の死傷災害発生率の推移



【図表3-8】 死傷災害発生率の海陸比較

単位:千人率

死傷別 業種別		2019年(度)	
		職務上休業 4日以上	職務上死亡
船員	全船種	8.3	0.2
	貨物船等	6.1	0.0
	漁 船	12.3	0.4
	その他	6.5	0.4
陸上労働者	全産業	2.2	0.0
	鉱業	10.2	0.5
	建設業	4.5	0.1
	運輸業	6.5	0.0
	陸上貨物運輸事業	8.5	0.1
	林業	20.8	0.6

(注) 1 船員の災害発生率は、船員災害疾病発生状況報告(船員法第111条)による。同報告は年度内の休業3日以上を対象としているが、上表では、陸上労働者との比較のため、職務上4日以上休業の数値を用いている。

2 陸上労働者の災害発生率は、厚生労働省労働基準局による統計値から算出。また、同災害発生率は暦年である。

3. 船員災害防止のための措置

【図表3-9】 船員災害防止に関する法令の措置

	船員労働安全衛生規則	船員災害防止活動の促進に関する法律
趣旨	船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関して船舶所有者及び船員が遵守すべき事項を具体的に規定	船員災害防止計画の策定並びに船舶所有者等の自主的な活動を促進するための質について規定
具体的な規定	- 安全基準、衛生基準、船内作業基準 - 船内安全衛生委員会の設置 - 安全担当者、消火作業指揮者、衛生担当者の専任	- 国による船員災害防止基本計画及び実施計画の作成 - 安全衛生委員会の設置 - 総括安全衛生担当者の選任

【図表3-10】 令和2年船員災害防止実施計画について

船員災害防止計画とは

船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和42年法律第61号）の規定により、国土交通大臣は、5年ごとに船員災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画を作成し、基本計画の実施を図るため、毎年、船員災害防止実施計画を作成しなければならないとされている。

第1次船員災害防止基本計画 (平成30年度～令和4年度)

船員災害の減少目標

	死傷災害	疾病
貨物船等	14%減	14%減
漁船	11%減	11%減
合計	16%減	13%減

主要な対策

- 作業時を中心とした死傷災害防止対策
- 海中転落・海難による死亡災害防止対策
- 漁船における死傷災害対策
- 年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病対策
- 生活習慣病等の疾病防止対策
- パワー・ハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保
- その他の安全衛生対策

令和3年度船員災害防止実施計画

船員災害の減少目標

	死傷災害	疾病
貨物船等	2%減	9%減
漁船	7%減	4%減
合計	5%減	7%減

安全管理体制の整備とその活動の推進

○船内における安全衛生管理体制の構築及び推進
→船内労働安全衛生マネジメントシステムや船内向け自主改善活動（WIB）の導入を推進

○IoT技術を活用した遠隔医療の活用
→「船員の健康確保に向けて」（R2.10公表）の内容を踏まえ、実証実験による知見などを通じて、具体的な実施方法等について検討

船内の居住環境・作業環境の整備・改善

○労働時間・労働負荷の軽減
→「船員の働き方改革の実現に向けて」（R2.9公表）や「船員の健康確保に向けて」の内容を踏まえ、適正な労働時間の管理や過重労働対策の具体的な方策について検討

※下線部はR2年度からの更新箇所

重点を置くべき船員災害の種類に対応した取組

○最新の事故事例に対応した防止対策の打ちだしと、船員労働安全衛生月間における指導等への反映
→・多発する「転倒」、「はさまれ」、「墜落・転落」、「飛来・落下」、「漁ろう作業時の災害」への対策

○海中転落・海難による死亡災害防止対策
→・作業用救命衣等の保護具の着用推進
・乗下船、荒天時の海中転落対策
・無理な作業による海難の防止

○年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病対策
→50歳以上の中高年船員の死傷災害及び疾病防止対策

○生活習慣病等の疾病防止対策
→・生活習慣病の予防対策
・船内での供食を通じた生活習慣病の予防
・新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症予防対策 等

○パワー・ハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保
→国による指針や制度の周知、事業者及び船員による相談窓口の設置、社内研修の実施等
→ストレスチェック活用によるセルフケア、「船員の健康確保に向けて」を踏まえメンタルヘルス対策の具体的な手法の検討等

○受動喫煙防止対策
→船員の健康管理の向上のため、陸上の取組を参考とした船内の受動喫煙防止対策の推進

【図表3-11】 船員災害防止に関する表彰制度等について

船員労働災害防止優良事業者認定制度

一定期間内に無違反で、災害・疾病の件数が少ない事業者の自主的努力を評価するため、優良事業者として認定する制度。

<認定の種類と要件>

1級

過去**5年間**継続して無違反であり、災害・疾病の発生状況が基準内であること。
一般型2級に認定されていること。



2級

過去**3年間**継続して無違反であり、災害・疾病の発生状況が基準内であること。



<認定事業者（令和2年10月1日現在）>

- 1級**91**者
（外航2者、内航**33**者、旅客船22者、その他**34**者）
○2級**37**者
（外航0者、内航**19**者、旅客船**8**者、**漁船1**者、その他9者）

<認定、表彰のメリット>

- ・ロゴマークの使用 ・国土交通省ホームページ等で公表 ・毎年9月の「船員労働安全衛生月間」で取組を紹介
- ・船員職業安定業務窓口等に提出する求人票に船員労働災害防止優良事業者である旨を記載
- ・認定証、表彰状の交付

船員安全・労働環境取組大賞 （トリプルエス大賞）

事業者における船員の健康管理及び労働支援等に係る優れた取組について毎年度表彰を実施。

<応募対象>

- ① 船員災害防止
（例：ヒヤリハット事例の水平展開、作業省略撲滅のPDCAなど）
- ② 安全運航
（例：当直引継時の指差呼称の徹底、ブラックアウト訓練、船員の安全教育など）
- ③ 健康管理
（例：生活習慣病予防目標の掲示、感染症予防の取組、栄養バランスある供食による健康管理など）
- ④ 労働支援
（例：船内のライブカメラを通じた陸上からの作業支援、女性の就労支援、居住区の向上など）

<過去3年間の受賞者>

- 平成30年度
【大賞】宮崎カーフェリー(株)
【特別賞】(株)菅原組
- 令和元年度
【大賞】宮崎カーフェリー(株)
【特別賞】(株)アズーロジャパン、日本郵船(株)
- 令和2年度
【大賞】明和海運(株)、明和タンカー(株)
【特別賞】井本商運(株)

